

住居確保給付金（転居費用補助）の相談から転居までの流れ

相談・家計改善支援事業への申込

1 自立相談支援窓口にご相談ください。家計改善支援の中で、転居が必要であり、かつその費用の捻出が難しいと認められた方へ申請書類等をお渡しします。

申請書等の提出

2 家計の収支や資産などが確認できる書類と併せて、申請書を自立相談支援窓口へご提出ください。

住居探し

3 相談員より示された家賃額以内の住居をお探しください。（ご自身で住居探しが難しい場合はご相談ください。）

転居の調整

4 住居が決まったら、不動産仲介業者等に所定の書類へ入居予定住宅に関する情報や初期費用の金額等、必要事項の記入を依頼してください。初期費用が上限金額に満たない場合は、上限金額の範囲内で家財運搬費用等の支給が可能ですので、運搬業者等から見積書等をもらってください。

転居にかかる書類の提出

5 4の書類、見積書等を自立相談支援窓口へご提出ください。区で審査を行い、申請内容が適正と判断されれば決定通知書等をお渡しします。その後、区から転居費用を不動産仲介業者等の口座へ振り込みます。

報告

6 引っ越し後、7日以内に自立相談支援窓口へ賃貸借契約書（コピー）、住民票の写し等をご提出ください。